

転勤について

Q

国家公務員なので県外異動が多いのでは？

A

労働基準監督官は採用後3～4年目は採用労働局以外の労働局へ全国異動となり、その後生活本拠地の労働局勤務となります。

厚生労働事務官は、採用労働局以外の労働局への異動ルールは令和4年度に廃止されました。

今後はこちらが採用労働局以外の労働局の異動を希望しない限りは、採用労働局内で勤務を続けていただくこととなります。